

別紙

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。

特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と第 45 条第 2 項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、「第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うもの」と明示しているところである。実態としては、各都道府県のご努力もあって、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていただいたものと承知している。

また、（法令解釈として、）都道府県知事が、特措法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請を行う場合は、特措法第 45 条第 2 項の要請対象と同様に、特措法施行令第 11 条第 1 項に掲げる施設が対象となるものであり、それ以外の施設は、施設の使用制限・停止に係る要請の対象とはならないものである。このことは、都道府県からの要望を受けて、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」（令和 2 年 4 月 10 日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において示したところである。

特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第 3 項に基づく指示が、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号の不利益処分に該当するものと考えられ、特定の者を名あて人として処分を行う必要があることなどからすれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されているものである。また、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づき、施設の使用制限等の要請又は指示を行った場合には、第 4 項に基づき、その旨を公表しなければならないこととされているが、これは、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としており、その旨も、「第 45 条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和 2 年 4 月 23 日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において示しているところである。

ご指摘は理解できる面があるものの、先にも述べたとおり、実態としては、特

措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者が要請に従っていただいたことを考えると、今後とも、特措法第 24 条第 9 項と第 45 条第 2 項、第 3 項を適切に活用することにより、対応をお願いしたい。

特措法第 45 条第 2 項の要請等を実施する際の事前協議については、基本的対処方針において定められている。

地方公共団体は、特措法第 3 条第 4 項において、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する等の責務を有していることや新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。」とされていること、さらには、新型コロナウイルス感染症は、人の移動等により、全国各地でも発生しており、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとりた取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき事前協議を行うこととしているものである。なお、これらのことを確認又は実現する観点からは、そもそも特措法においては、特措法第 20 条の政府対策本部長の総合調整や、特措法第 33 条の政府対策本部長の指示も規定されているところであるが、基本的対処方針等に基づく協議を行うことにより、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。

今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。